

事業所ごみ 分別ガイドブック

事業所から出るごみの分け方・出し方

まずは分別を行い、資源になるものはリサイクルしましょう。

資源物 (リサイクルできるもの)

品目	処理方法など	注意点
 古紙類 段ボール・雑誌 コピー用紙 など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI	どの事業所でも、紙類は分別して、必ずリサイクルをしてください。 ※詳細は3ページ
 ビン・カン 飲食物用のビン 飲食物用のカン など	・リサイクル業者に依頼 ※管内業者 丸清・門文商店・SAN-KEI ・ビンカン用指定袋で排出	指定袋で集められたビンカンは、組合でリサイクル処理をしています。 ※詳細は10ページ
 家電リサイクル法対象家電 テレビ・エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	・販売店に引き取りを依頼 ・処理業者へ運搬を依頼 ・指定引取場所へ持ち込む	家庭用機器を事業所で使用していた場合が対象です。 業務用機器は対象外です。 ※詳細は4ページ

ごみ (リサイクルできないもの)

例	処理方法など
 料理の食べ残し リサイクルできない紙 使用済文具 など	・許可業者に収集運搬を委託する。 ・【遠賀・中間リレーセンター】へ自ら持ち込む。 ※詳細は7～8ページ

目次

事業者の責務	1ページ
ごみの減量とリサイクル	2ページ
古紙類のリサイクル、草・剪定枝のリサイクル	3ページ
食品廃棄物(生ごみ)のリサイクル、家電製品のリサイクル	4ページ
事業所から出るごみの分類	5ページ
産業廃棄物の種類と具体例	6ページ
事業系一般廃棄物の出し方(許可収集)	7ページ
事業系一般廃棄物の出し方(自己搬入)	8ページ
事業系一般廃棄物(もえるごみ、もえないごみ)、蛍光管	9ページ
事業系一般廃棄物(ビン・カン)、臨時ごみ	10ページ
不法投棄・野外焼却・ごみの越境禁止、ごみに関するお問い合わせ	11ページ